

§ 3 結核予防

本市の結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断・予防接種・患者管理・医療費公費負担と、一貫した体系の中でその対策を図っている。昭和61年から結核対策特別促進事業として、結核対策推進会議、各種研修会・講演会、結核ハイリスクグループを対象とした検診等の事業を実施しているほか、平成12年度から、野宿生活者等の結核患者に対してDOT（直接確認治療）を実施し、治療中断・失敗による結核のまん延防止対策を図っている。平成19年4月に結核予防法が廃止され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律へ抱合されたが、結核対策に変更はない。

また、結核感染症サーベイランス事業が昭和63年にスタートし、結核登録者の患者情報を全国的な規模で迅速に解析・還元するコンピュータ・オンラインシステムが確立されている。

表 96 結核健康診断予防接種実施状況

定期の健康診断は、事業者、校長、施設長及び市長（一般市民）が実施義務者となっている。また、定期予防接種として6ヶ月未満の乳幼児に対しBCG接種を行っている。（BCG接種は結核予防法の廃止に伴い19年4月以降は予防接種法によることとなった。）

接触者等健診は、患者家族及びその他結核のまん延のおそれのある者について市長が実施している。

区分	実施者	対象者	受診者数 (X線検査)	要医療者数	要医療率	ツ反検査者数 (被検査者)	陽性者数	B C G 接種者数
定期	市長	市民	105	1	9.52	-	-	14,151
	高 校		3,990	-	-	-	-	-
	学校長	大学（短大）	8,492	-	-	-	-	-
		その他の	925	-	-	-	-	-
	施設長	施設入所者	2,542	-	-	-	-	-
接触者	事業者	事業所従事者	17,719	1	0.06	-	-	-
	市長	患者家族	507	2	3.94	17	5	-
		その他の	1,215	-	-	92	38	-
患者管理	保健所長	登録患者	234	-	-	-	-	-

注)要医療率:受診者千対

資料:健康安全室